

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年10月7日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月7日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方、手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

今日の定例会でも出ていたと思うのですが、日本原電敦賀2号機について、今後は審査チームと検査チームが合同で公開会合をやるという、私はちょっと聞いて、多分そう聞こえたのですが、その意味合いといいますか、何でそういうふうな感じになったのかというのを教えてください。

○更田委員長 まず、理由といいますか、どうしてそうなったかって言うと、科学的・技術的内容、柱状図の科学的・技術的内容について、に関してそれがどう変わったかといったような点の、その技術的内容については、審査チームのスキルにも直結するものだし、審査チームが見るもので、審査の対象として見るものだけでも。ただそのデータであるとか、いわゆる情報の取扱い、それから社内でそういったものが外へ出て行くに際してどういう管理がなされているのかというようなことも議論の俎上（そじょう）に上がってきているわけですが、これは審査の対象というよりは、むしろ社内の品質管理体制の問題であったり、それから品質管理の質、内容の問題なので、これはその預かる領分はむしろ検査であろうということで検査部隊のほうで、検査部門のほうでこういった議論を原電と進めてはどうかと。

合同と言ったのは、私がちょっと思いつきであるときに言ったのですが、あの対象物がやっぱり技術情報にかかるものだから品質管理を専門とするものと、それから柱状図に馴染みのある人は必ずしも大きく重なっているわけではないのでこれは規制部長なり、審査の全体を引っ張っている山形さんなりの判断で、必要とあればやればいいわけだし、そうでなければその検査部門のほうで日本原電と情報の取扱い、外部への発信あるいは、外部と言ってもこの場合は規制当局ですけれども、規制当局への情報の発信についての管理の在り方については原子力規制検査のほうで見ていくということではどうかということで、これは見る側の我々のほうの体制の問題でもありますけれどもQMSにより専門性を備えているものによって、これまでの経緯も含めてしっかり覆った

ほうがいいというふうに考えたことによるものです。

○記者 大本の柱状図を先般出してきたときに、やはり何かコピーのコピーで薄れていたとか、そういったところに関しての問題点は特にあるわけではないのでしょうか。

○更田委員長 特にそこを具体的に意識して考えたものではありません。

ただ今日も石渡委員からも発言がありましたけども、9月24日に提出されたものが、一昨日ですか、になってまたその修正。これは今日、委員会で聞いただけの話で、私自身が確認したわけではないですけども。これは、規制当局の言うことが信用できなければ申請者側が困ってしまうだろうし一方申請者側の言っていることが信用できなかったら、ないしはコロコロ変わってしまうようだったら審査する側も困ってしまうわけで。ただ、やや困った状態にこれまであるわけなので、そこは是正されることも期待してということであります。

○記者 最後に、私のほうからは最後なのですが、一つ。

話が変わっちゃうのですが、明日から1Fのほうに、委員長も2号機のほうに入られると思うのですが、特別に委員長としてそこで見てみたいもの、確認したいものがありましたら、教えてください。

○更田委員長 調査分析に係るその主な部分というのは、やっぱりこれまでずっと携わってきている職員がメインになるのだろうと思っています。私はむしろ逆に言うとそういったメンバーの足手まといにならないようにすることのほうが大事だろうと思いますけど。

ただ実際に例えば2号機オペフロないしその下の階へ入っていくに際して、うちの職員が大体どういう装備で入っていくのかと。装備っていうのは紙の上で説明を受けたって、やっぱり実際に身に付けてみて実際にその環境に身を置いてみないとなかなか実感できないものですので、それ一つにも意味があると思っていますし。

私自身としては、やはり2号機、水素爆発を免れて建屋が残った分だけ、逆に現在、オペフロの雰囲気・環境は、より作業にとって厳しいものになっているのは事実で。そのあたりをその自分がそこへ入ることによって実感できればというふうには思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほかございますでしょうか。

ではマツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

敦賀の問題でなのですが、審査だけじゃなくて検査のチームで見るということで、そうやって品質保証の問題として関わるのだというお話だったのですが、今回の問題を見ていると、最初の説明のときも思ったのですけれども、科学的な作法に反するような振る舞いをしているんじゃないかという印象を受けたわけですね。

これというのは品質保証だけでとどまる問題なのか、技術能力みたいなところも関わってくるんじゃないかという印象も持っているのですけれども、その辺についての議論というのはどのようになされるのでしょうか。

○更田委員長 それはマツヌマさんがおっしゃるとおりだと思っていて、品質保証とか品質管理という言葉は、取りあえずはぴったりくるからそれで代用はさせているけれども、そもそも組織の姿勢の在り方としてどうよ、というところはあって、それは組織文化に関わるものであって。

原子力規制検査という、今度新しくなった検査制度というのは、基本的にその検査を通じて、例えば相手の組織の安全文化の低下を示す傾向等を捉える。これは米国のROPでも、極めてその制度がつくられるときに重要なポイントとなった柱です。そういった意味で、原子力規制検査は従来のものに比べて、従来の形式的、形式的と言うと従来を悪く言い過ぎかもしれないけれども、弾力性を持たせて組織としての総体を見ようとしているものなので、おっしゃるように必ずしも品質管理、品質保証だけの問題ではなくて、結果としてこういう形の情報の提出なり発信となった構造なり文化というのは、これからまだ検査部隊が入るので余りその前もって私がハードルを上げてしまおうとは思いませんけれども、ただもちろんおっしゃるようなところというのは検査全体の議論の中で対象になると考えていただいていた方がいいと思います。

○記者 そうすると、その技術能力というのは審査対象でもあったと思うのですが、そこでの議論はどうなるのでしょうか。

○更田委員長 これは先の話ではありますけれども、検査のほうでの議論が審査上の判断にフィードバックされるということはあるのだろうと思っています。

○記者 では、飽くまでも検査の人達でも議論を中心にして、その上での判断というか、その検討するというのでしょうか。

○更田委員長 そうだと思います。よりふさわしいメンバーで見ていって、もちろん別のやり方としては、検査部隊の非常に多くの者を審査チームへ投入してしまうというやり方だってなくはないのかもしれないけれども、それよりもむしろ検査は検査としての体制を整えていますので、その体制のもとで原電の組織であるとか体制、それから品質管理、品質保証に係る問題についての聴取・議論を行って、その上で必要とするところがあれば審査に対してもフィードバックをかけていくということになると思っています。

○記者 では、飽くまでも品質保証という狭い捉え方ではなく、技術能力も含めた広い検討を検査のチームでやってもらおうと。ひとまずはということなのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、技術能力という言葉すら、全体をカバーしているかどうかは分からない。あの柱状図、実際にほかの審査では一切なかったこと、柱状図に関して言えば。それから同じ申請者にしても、東海第二ではなかった事が敦賀で起きていて、一体どうしちゃったのだろうというのは、疑問というか今後こういうことはないのかという懸念も含めて残っているわけですから、そういった意味で広く捉えていただいて、私

たちも広く捉えようとしています。

○記者 広くというと、つまり技術能力だけではなくて、例えば安全文化とかそういった  
ということですか。

○更田委員長 おっしゃるとおりです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げたツカモトさんで、その後、後ろのヤマガタさん、そ  
れでヒロエさんに行きたいと思います。

では、ツカモトさん。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

MOX燃料加工施設についてお伺いしたいのですけれども、先般、再処理の議論のとき  
には、その再処理施策のその正当性についての確認の言及があったかと思うのですが、  
今回そのような話はなかったことについてどうお考えなのかというのの一つと、あ  
ともう一つ、このMOX燃料というのが、これから各電力事業者によって使用されていく  
にあたって、各電力事業者は今のところプルトニウムの利用計画であるとか、プルサー  
マル計画というものを示せていない状態が続いていますよね。これが問題なんじゃないか  
という指摘もあると思うのですが、この点について委員長はどのようなふうにお考えで  
しょうか。

○更田委員長 2点お尋ねいただいたとっていますが、1点目に関して言うと、その再  
処理施設の事業許可の判断をするにあたって、再処理施設を利用することの正当化に係  
る問いかけを経済産業大臣に対して行なったわけですが、MOXについては、これは  
ある種、非常に平たく言ってしまうと再処理施設とセットだと思っています。経済産  
業大臣が再処理施設の利用を正当化された以上、これはMOX加工施設の利用も正当化さ  
れたものとみなすことができるということで、改めて問いかけはしていないというのが  
実際のところでは。

それから二つ目の点は確かに、そうですね、これは問題というおっしゃり方をされま  
したけども、安全上の問題であるとか規制上の問題というよりは、むしろ原子力委員  
会は既にそのプルトニウム利用のいわゆるプルバランスについて原子力委員会として  
監視をしていくというふうに表示をされていますけども、その上での問題としての性  
格のほうがより強いではあるとは思っています。ただし当然、例えば従事者の方の被  
ばく等々を考えたときにMOXがどの施設でどのくらい利用されていくかというのは  
安全上の関心ではないというわけではありませぬので、まだMOX加工が動き出して  
いませんけども。ただ当然のことながら電気事業者は規制に対する、安全に対する責  
任だけではなくて、全体としてそのMOXの利用計画というのはしかるべき時期に示  
されるということは大変重要だというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

あともう1点、敦賀2号の関係でお伺いしたいのですけれども、先ほど事務方の方の御説明でもちょっと言及があったわけですのでけれども、その原電側の言い分として、見解の相違であるとか、そういったエクスキューズがあったかと思うのだけれどもそうではないだろうという話があって、結局彼らの言い分、エクスキューズをちょっとそのまま文字どおりに受け止められないというのが、今回のその検査、品質管理についてもしっかり見ていこうというところに繋がっているのかなと推測したのですが、その辺の彼らの言い分についての受け止めというのは、委員長はどのようなふうにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、例えば、今お尋ねの中にあった見解の相違という立場を今でも日本原電が維持しているのか、そうでないのかといったようなところというのは、これから原電とやり取りを進めていく上でのスタート点になるのだろうというふうに思います。

私たちは立場としては、これまでも申し上げているように、あれは見解の相違などではなくて、科学的な知見は扱う上でのイロハみたいなものだと思っていますので、私たちは。そこについてどう考えるかというようなやり取りが場合によってはその検査部隊が原電とやり取りをし始めるときの、序盤になるかもしれません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、ヤマガタさんお願いします。

○記者 河北新報のヤマガタです。よろしくお願いします。

私もMOX工場の関連でお伺いしたいのですけれども、今回審査書案の取りまとめということで、2014年1月に原燃が一括して審査の申請をした四つの施設に関して、正式合格、あるいは審査書案の取りまとめということで、少しステージが、ステップが変わるのかなという印象を持ちましたけれども、改めてその一連の審査を通じての所感を伺いたいのと、今後、設工認の話が具体的に進んでいくかと思っておりますけれども、改めて原燃に求めたい姿勢というのを伺えますでしょうか。

○更田委員長 確におっしゃるように、ステージが変わったと言えなくもないのですが、実は私としてはあの一連の施設、再処理施設やMOX加工、それから廃棄物管理施設等を見る上で、事業許可に関わる判断を終える、あるいは終えかかるような状態というのは、それほど大きなステージの変化だというふうには、実は感じていません。

というのは確かに重大事故等への対処といった新しい部分はあるのですが、ただその再処理施設にしても、これから建設されるMOX加工、建設が続いているMOX加工にしても、まず事業そのものがあの実質的にこれからのものであって、更に言えば再処理施設の特徴として事故そのものの与えるリスクというよりも通常運転の運用自体の時の管理が非常に重要だという点もあって、むしろ設計に係る議論よりも、これから実際にそれがどう作られて、更に言えば運用、運転のところのほうがより、発電施設とはや

や性格が異なりますけれども、再処理施設であるからこそ運用・運転が重要だと思っていますので。

そうですね、これからのポイントというのは、設工認はもちろん重要ですが、設工認に続く検査、それから使用前確認をどういった範囲で、どういった内容で行うかというのは、原燃の施設にとって大変重要なポイントだというふうに思っていますし、どちらかというとなんかこれまでも結構苦労はしたのですが、ただより高い山はこれからだというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

それからもう1点、完全に別件になってしまって恐縮なのですが、先週あった福島第一原発事故に関わる仙台高裁の判決に関して、先週も若干コメントを頂きましたけれども、改めて御所感のほうを伺えますでしょうか。

○更田委員長 そうですね、仙台高裁の判決に限らず、一連のこの国賠に関わる訴訟を通じて、これは基本的にそのときの責任であるとか経緯というのは問われているのは、私たちからしてみると旧組織に対するものですが、その旧組織も含めて東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに作られた組織ですので、一貫してこういった訴訟から私たちが持つ見解というのは、とにかくその反省をもとに作られた組織であるからこそ、今後とも厳正な、また初心を忘れないで厳正な規制に務めていくということに尽きると考えています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、ヒロエさん。その次、オカダさんに。

○記者 共同通信のヒロエです。

原燃のMOX構造の審査書案了承の件で伺いたいのですが、今年の7月に再処理工場の方を合格して、それで9月にRFSの中間貯蔵施設で、今回MOX工場ということで、核燃料サイクル施設の主要なファクターが出そろったというか、審査が一区切りついたような状況があるのかなと思ったのですが、そのあたりについて、御所感はいかがでしょう。

○司会 先ほど、同じ質問にお答えしていると思うのですが。

ヤマガタさんの御質問ですね。

○更田委員長 まあ、もう一回繰り返しますよ。答えも繰り返しますから。

確かに事業許可という観点からしたら、一区切りというふうに見えるかもしれないですが、一連の施設の特徴であるとか、潜在的なリスクを考えたら、規制当局として、より強い関心を持つのは、実際の運転、運用のほうであって、そういった意味ではあの一連の原燃の施設に関して言うと、規制当局としての強い責任を持ってみなきゃならないポイントというのは、設計よりもむしろ運用段階にあると思っていますので、まだ、これまでよりも更に高い山が残っているのだというふうに考えています。

○記者 すみません。それと、山中委員の今日の発言であった、加工工場に入ってくるのは再処理工場の粉末のみか、という質問があったのですが、それはどういうことをおっしゃっていたのかなど、ちょっと考え方ですけども。海外の保管分というのは、既に分離された状態になっていまして、その海外で燃料集合体に加工するというのは原則決まっていると思うのですが、原燃のMOX工場が稼働するのだったら、六ヶ所に持って行って、技術的に加工することというのは、海外分も可能なのか、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、恐らくであります。私のあれですけど、実態として、粉末の形で海外再処理MOXが原燃のMOX加工に入ってくるということは、計画もされていないだろうし、考えてもいないだろうと思っています。

海外再処理で製造されたプルトニウムを使ったMOXは、やっぱり海外で集合体の形に加工されて日本へ入ってくるというのが原則であって、なぜMOXで、粉末で輸送しないか等々という観点からすると、例えば核物質管理上、要するにPPの観点からすると、防護が一番重要なので、未照射MOXなのですよね。照射済みのMOXって近寄り難くって、取っ払いにも取っていく気にならないわけですけど。もちろん、軽水炉MOXって、そんなに核物質防護上のグレードが高いわけではないけど、そうは言っても、未照射MOXの状態というのが一番守るべき立場、形になっている。

さらに、その取扱いを考えると、燃料棒の中へ密封して溶接して、集合体の形に組んで、更にそれをキャスクに入れてという状態になっているので、粉末での輸送よりもはるかに安全だけでなく、核物質管理の観点からいっても、あの集合体形状での輸送のほうが確実な手段なので、実態として、まあ、山中委員に直接尋ねてみないと分からないのですが、実態上、粉末の形で六ヶ所再処理以外のMOX粉末があ加工施設に入るとことは、技術的に不可能ではないだろうと思いますけど、実態として、ないだろうというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

それとあと、いずれ、将来ですけど、国産のMOX燃料が製造される際について、ちょっと、メリットとデメリットを教えてくださいたいのですが。過去に、海外のMOX燃料のデータ捏造というのがあったかと思うのですが、品質の観点ですとか、また、MOX燃料1体当たりの価格であるとか、国産MOX、海外MOX、どのようなメリット、デメリットがあるのかというのを伺いたいです。

○更田委員長 それは聞く相手が違うかもしれないですけどね。ただ、そうですね、どうだろう、むしろ聞く相手が違うと申し上げたのは、どちらかというと、これ、資源エネルギー庁向けの御質問かなとも思うのですが、そうだな、メリット、デメリット。

一つ、ぎりぎり安全に引っ掛けて、メリット、デメリットを考えると、MOXって、プルトニウムを抽出して、つくったらすぐ燃やしたほうが、燃やしやすいのですよね。プルトニウムって、どんどんアメリシウムに変わって行ってしまって、炉内で燃やすのも、

ごく、ざっとした言い方をすると、製造後、時間が経ったMOX燃料って燃やしにくいし、さらに、ヘリウム放出って、ヘリウムが出てくるのですけど、燃料棒の内圧が高くなりやすいというところがあるので、MOXというのは一般論として、抽出してMOX加工したら、すぐ使ったほうがいいのですよね。そういった意味では、海外再処理だと、より、海外で再処理して、MOX加工したものだと、実際に発電炉へ入れるまでに時間が経過してしまいますので、そういった意味でのメリットというのは、国産のほうがあるだろうというふうには思います。

○記者 ありがとうございます。

あと、これもちょっとエネ庁マターかもしれないのですが、今年になって、伊方の3号機とか高浜3号機のほうで使用済みMOX燃料が原子炉から取り出される、使用済みのMOX燃料が原子炉から取り出されまして、そのMOX燃料加工工場が今後稼働するとなったら、そういった使用済みMOX燃料の処分策というのを考えていく必要があると思うのですが、委員長はこの辺りどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 使用済みの、照射済みMOX燃料については、かつてはなのか、今でもなのかもしれないのですが、いわゆるF再、第2再処理という議論があったわけですが、現時点では、使用済みMOX燃料の再処理というのは、飽くまで計画の段階であって、例えば第2再処理工場の建設云々に関しても具体化されているわけではないですし。そうすると、規制当局としての関心は、使用済みMOXという形で貯蔵されるという形になりますので、そうすると、冷却の観点から言うと、やや長い期間プールに入れておいて、そして、いずれにしろ、冷却期間はUO2の場合よりも少し長くなるんじゃないかと思いますが、これはもう、キャスクの議論をまだしていません、余り進んでいませんので、まあ、使用済みMOX用の乾式貯蔵容器という、に備えておくということは、一定の役割だろうというふうには思っています。

○司会 では、次、オカダさん、お願いします。

○記者 東洋経済新報社のオカダと申します。先ほどの方の質問にもありました、9月30日の、あの仙台高裁での東電と国を相手取った裁判の判決についてお聞きします。

判決文とか判決要旨は既に委員長は御覧になっていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 要旨は見ておりますし、また、うちの内部の事務局のほうでポイントを取りまとめ、まとめたような形になっていますので、説明を受けています。

○記者 あ、そうですか。それで、地裁と比べて、国の責任というのが、いわゆる、より重い形での認定となったのですが、そのように国の責任がより重く認定されたことについては、どのように捉えていらっしゃるか。

○更田委員長 これは、その訴訟そのもので言うと、まだ係争中の訴訟ですので、個別に見解や、まあ感想も含めてですけど、申し上げるべきではないというふうに思っています。



- 記者 前回の記者会見でも、この規制委員会は、原発事故の反省と、あと怒りというものに基づいて設立されたというふうにおっしゃっていたのですが、非常にこの、裁判に訴えた側というのは、相当怒りというものが当然あるわけなのですが、第一審に関しても国が控訴したと。事実認定についても多くの部分は争っているということなのですが、今回、高裁で、一応、事実認定について一定の区切りがついたというふうには考えられるかと思うのですが、最高裁になりますと、余り何があったか、かれがあったって事実認定ということの争いというふうにはならないかと思うのですが、そこではかなり厳しく、国のいわゆる規制の在り方がずさんだったということが指摘されているのですが、そこについては、何か受け止めというのはないのでしょうか。
- 更田委員長 これはやはり、先ほどもお答えしたように、係争中と捉えるべきだろうというふうに思っています。

○記者 はい。じゃあ、まだ、そうすると、最高裁なり、あるいは決着するまでは、見解というのは述べられないということになるわけですか。

○更田委員長 そのように申し上げているつもりですけどね。

○記者 うん。なるほど。

ただ、一方で、裁判では国の主張というのをなさっていらっしゃるわけですので、何も言えないということではないんじゃないかなと思うのですが、どうなのでしょう。多くの方が関心を持っていることですので。

○更田委員長 これはですね、訴訟事務という観点では、原子力規制委員会は、国賠に関するものを引き継いでいる。一方、組織としての性格としては、旧規制組織体制も含めたものに対する反省の上に立っていると。ですから、そういった意味で、規制委員会として、こういった訴訟を、一連の訴訟を、で、いずれの判決においても、そこから酌み取るものというのは、基本的に組織が設置されたときの思いを忘れないようにして、初心を忘れないで、あの事故に対する反省を礎として、厳正な規制に努めていく。もう、これに尽きるのです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。

では、その隣、ヨシオカさんですかね。

○記者 LCMプレスのおシドリです。よろしくお願いします。

先週の定例会見で更田委員長が、同じく仙台高裁判決に関する質問なのですが、「事故に対する反省や怒りと言っていいようなものに基づいて設置された組織」とおっしゃいました。その怒りというのは、何に対する怒りですか。

○更田委員長 それは主体によるのであろうと思いますが、あとき申し上げたのは、自分自身も含めて、原子力の、私は研究分野にいたわけですが、あらゆる原子力という技術に携わる人間が等しく持つ、自分たち自身も含めて、なぜ気づけなかった、な

ぜ行動を起こせなかったといったような意味も含めての怒りというふうに受け止めていただきたいと思います。

○記者 分かりました。で、10月2日に、規制庁のほうで、非公開でしたけれども、30分間の仙台高裁判決に関するレクを受けておられると思うのですが、そのレクに関する受け止め、30分の内容の受け止めをお願いします。評価と受け止めをお願いします。

○更田委員長 そうですね、5名の委員とも、科学系、技術系の専門性は備えていますけれども、必ずしもその法曹の手續も含めて、それから法曹用語等に関しても、なじみを持っているわけでもない。まあ、もちろん委員を務めている間に次第に慣れてはきますけれども、法律を専門とする職員の説明を受けなきゃ理解できないような表現というも多々ありますので、そういった意味で、先ほどのお尋ねにもありましたけども、判決の意図する趣旨等について、担当の部署から説明を受けたところです。

○記者 分かりました。判決全部が1300ページありまして、恐らく30分では足りないだろうという内容なのですが、その後の、上告の判断に関して、何らかの会合、ミーティング、話し合いなどは持たれるのでしょうか。

○更田委員長 これは、規制当局というか、規制委員会だけの判断ではありませんので、その、今のお尋ねの判断については、政府内の関係省庁とも協議した上で決めていくことになるのだというふうに理解をしています。

○記者 分かりました。地裁レベルで、群馬訴訟が、地裁で初めて、国側の責任を認め、そして控訴するときは、規制庁が判断した主体として、記者ブリーフィングなど、説明もあったのですが、それはその責任論に関して、まあ、規制側の判断として、規制庁が割と主体的に関わっているということではなかったのでしょうか。そのとき、そういう説明だったので。

○更田委員長 私の理解では、訴訟事務に関して、主体的になっているのは規制庁だというふうに理解をしています。で、そのようなブリーフィングについても、どうなのかな。

○事務局 広報室の村田です。おっしゃるとおり、前回のときには、ブリーフィングの場を設けさせていただいて、御説明したという経緯がございます。今回、ちょっとそういう形でブリーフィングするかどうかは、ちょっとまだ検討中ですので、まだ回答はできない状態であります。

○記者 分かりました。すみません、長くなって。

先ほどからの質疑を行っておりますと、もう、その、規制庁設立の経緯もよく存じた上で伺いたいのですが、旧組織の裁判なので、規制庁としては、旧組織に関する批判なので、積極的に判断しない、受け止めないというふうに聞こえてしまうのですが。

○更田委員長 むしろ逆で、原子力規制委員会は原子力規制庁が発足するとき、これは立法府でも、様々な議論があったわけですが、例えば原子力安全委員会、原子力安全・保安院という二重構造になっていたことのメリット、デメリット。それから、原子力安全・保安院が経済産業省に所属していたということの、規制と推進の分離であるとか。

で、そのときの議論であるとかポイントというのは、私たちもよく認識した上でこの規制委員会、規制庁を発足させてスタートしたわけですけども、当時のことを振り返って、ないしは、私たちの組織が発足する以前の在り方について、何といたしますかね、勉強して振り返るということは、これからも続くのだらうと思っています。つまり、反省すべきことを、本当に見つけ尽くしたのかというのは、私は必ずしも新しい組織になってしまって、生まれ変わってしまったからという、しまって、反省すべきところは十分反省したのだと申し上げているつもりはなくて。

例えば、既にもう公開の席上で発言をしていますけど、例えばシビアアクシデント対策について、原子力安全委員会、原子力保安院時代も、シビアアクシデント対策に関する議論というのはあったのです。で、これを、規制として強制すべきなのかどうかという議論もあったのです。技術的内容についても、二つの規制当局でそれぞれ議論されています。結果として、これは、電力の自主という形になりました。その経緯などは、これまでは、やはりなかなか追い尽くせないところがありますけども、かつての規制当局がどうであったのか、そして、もちろん正しい部分もあっただらうと。全て、全面的に悪いと思うものはあり得ないですから。ただ、この部分はよかったけどこの部分はまだ反省材料だねというのは、その分析研究というのはまだまだ続くのだらうと思っています。

そういった意味で、それぞれの国賠訴訟についても、改めて、かつてを思い起こすという意味においては、私たちにとっても、一つの、何といたしますかね、きっかけになればというふうにとっています。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 すみません。

○司会 すみません。ちょっとほかの質問の方もおられますので。

○記者 すみません。あ、ごめんなさい。では、最後にします。

○司会 はい。お願いします。

○記者 今日、原告の方々が、上告をしないでほしいという要請書を持って、東京電力や規制庁のほうにいらしているのですけれども、月曜日に連絡をしたにもかかわらず、中に入らないでほしいということで、ずっと、今、門前、入り口で待っておられるという状態なのですね。過去、例えばモニタリングポストを撤去しないでとか、そういう要請なども全部、規制庁の中で受けておられましたので、先の全国知事会の要請や日本原電の要請など、規制庁内で手交で要請書をいろんな部署の方が受け取っているにもかかわらず、今回、なぜ門前払いになっているのかということも教えてください。

○更田委員長 それは、私、なぜか承知していませんね。

○記者 はい。

○更田委員長 ルールにのっとっている限りは……

○記者 広報室の判断だそうですけど。

- 更田委員長 そう。ちょっと総務課長に。
- 総務課長 総務課長のコジマです。ちょっと、過去の経緯は知りませんが、いろんな方がいらっしやいまして、今、明言もしているので、もう今は一律に外でお伺いをしていることにしております。
- 記者 あ。何ですか。今、一律に。何……
- 総務課長 外で要望書をお預かりして、しかるべき方に見せるように、そういう運営をしております。
- 記者 ありがとうございます。「今」というのは、いつの時期からですか。全国知事会や日本原電、モニタリングポストの撤去をしないでという要請などを、結構2019年まで、中で要請書を受けておられたので。
- 総務課長 私が総務課長に着任してからは、なかったとっております。ちょっと、その、その、今、その個別の事例については、私は承知していなかった……
- 記者 分かりました。  
総務課長に着任されたのはいつからですか。
- 総務課長 私は、去年の7月です。
- 記者 去年の7月、2019年7月。分かりました。すみません。ありがとうございます。ありがとうございます。すみません、最後に一つだけ。
- 司会 すみません。ちょっともう、お時間。いいですか。
- 記者 あ、すみません。ごめんなさい。ありがとうございます。更田さん、ありがとうございます。
- 旧組織の話がありましたので、是非伺いたかったのですが、2012年に規制庁が発足したときは、これ、本当に、政権、政治によるものですが、政策として脱原発でしたが、規制庁は、その後、政策が変わる、原発再稼働という、180度、もう根本が変わったような組織になってしまいました。その旧組織ではない、というのは、2012年発足の時点というのは、確かにそういう面があったのですが、またもう一度原子力を使うということになり、これ、かつての組織、旧組織の側面が出てきたのではないかと取材をされていて感じるのですが、いかがでしょうか。
- 更田委員長 これは是非御理解いただきたいのですが、先ほど日本原燃の再処理工場の議論のときにも出てきましたけど、正当化とそれから規制と、というのは、本来独立してあるべきものであって、原子力施設を使う、使わない。推進する、あるいはもう、全てやめる。こういった判断というのは正当化に関わる議論で、国の原子力政策のほうで行われるべき議論であって、規制当局というのは、使う、使わない、を決めるのでは決してなくて、使う以上は、最低限の安全、セキュリティ、それから保障措置に関して、こういったことをすべきというのを定める組織です。ですから、私は発足のときからいいますから。で、最初に委員に任命されたときは野田総理で、再任のときは、委員長になるときは安倍総理かな、そうですね。

で、政権の考え方は違うのはおっしゃるとおりだと思います。それから、原子力政策に対する考え方が違うのもおっしゃるとおりだと思います。ただ大事なものは、規制当局にとって最も大事なものは、原子力政策がどっちに振れていようと、規制は変わらない。ここが大事なのだと思っています。これは、私たち田中委員長の下で、発足時5人のメンバーでよく話し合ったことですが、規制当局としては、原子力政策に関わるものがどう振れようと、規制当局の方針は変わらない。私たちの姿勢や態度は変わらないというのが基本的なもので、それこそが初心であって、私が忘れてはならないと言っている初心の中に、そこも大事、重要な要素として含まれています。

○司会 はい。

それでは、ほかに御質問のある方。では、コツボさん。その後、タケウチさんに行きます。

○記者 朝日新聞のコツボです。すみません、ちょっと話題が変わるのですが、明日にも、北海道内の二つの自治体から高レベル放射性廃棄物の最終処分場の文献調査に関する要望の意思の表明があろうかというタイミングなのですが、改めて一連の動きへの受け止め、ありましたら教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 これは、前にも会見で申し上げているところではあるのですが、まず私たちの、自分たちの責任をしっかりと果たすという観点からすると、高レベル廃棄物の地層処分に関しては、現在私たちが基準づくりを進めている中深度処分との技術的な親和性が非常に高いので、まず、そのL1と呼んでいる中深度処分に関する議論をしっかりとやって、きちんとした基準をつくっておく。それをまず達成することが、そこに注意なり私たちの努力を集中するべきだと考えていて、その後、おのずと、高レベル廃棄物の地層処分に関しても、基準の整備に向けていくことになるのだらうと思いますが、これはまあ、時間的スケールはかなり長いものですので、現在報道されている候補地云々というのは、まだまだ本当に序盤中の序盤に関わる議論ですので、そうですね、まずはとにかく自分たちの責任をしっかりと果たせるようにということで、繰り返しになりますけど、L1に関する議論をしっかりとやろうと思っています。

○記者 ありがとうございます。その、序盤中の序盤というところに関連して、8月にOECD/NEAの報告書の中で、最終処分に関する議論については規制当局もあらゆる段階で関与することが、信頼性ですとかそういったものを強化するのに役立つというような提言もされていますが、規制当局としてその辺りはどういうふうを受け止めておられますか。

○更田委員長 NEAの議論というのは、技術的な部分であるとか科学的な部分で、これに関しては私たちの関心事項でもあるので、そういった意味で、人工バリア、天然バリアの技術、科学的見地からの、何といいますか、判断については、私たちも注視するべきであらうと思っていますけども、あらゆる段階で確かにそうだと思いますけども、発電炉であ

るとか、そういった施設に対する規制と時間的なスケールが、それこそ1オーダー近く違うので、そういった意味では、私たちは動向を承知をしているという程度の関与の在り方だろうというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。では、タケウチさん、お願いします。

○記者 共同通信のタケウチです。ごめんなさい、敦賀2号の話で、ちょっと確認だけさせていただきます。

関心事項がなぜ今なののでしょうかというところだったのですけれども、この事案が発生したのは、もう、大分、半年以上ぐらい前になると思うのですが、一応これまで不適合として扱われて、不適合なので原電が自主的にそれなり改善をしていたのかもしれないのですが。このタイミングになって、そういう、検査部門も入れて、本格的に調べるというのは、これは何かこれまでの調査したところ、ちょっと、原電の自主では、ちょっと不十分だという判断があったのか。このタイミングになって踏み込む理由というのはどういうことがあるのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、振り返ってみると、なぜ今かという、一つは、今日、その3か月に1回やっている審査状況報告のタイミングだった。で、原電、ふだん余り委員会に敦賀2号機の議論って浮上しませんので、それが一つのきっかけであったのだろうと思いますし、それから、柱状図に関して言えば、出し直しを求めて、それに応じるものがあった。ですから、材料がそろったというのが、検証を進めていく上での材料がそろいつつある。完全にそろったのかどうかって、まだ確認できないですけども、そういった意味ではそれが二つ目の理由。

もう一つは、あの柱状図に係るものを扱っている部隊って、地震津波審査部門という言い方をしていますが、おおよそあらゆる施設の審査に登場する部隊なのですね。で、皆さん御承知のように、泊もそうですし、それから審査中の島根であるとか、更に言えば設工認の段階も含めて言えば、耐震も含めて極めて忙しい舞台であって、で、そこに必ずしも、専門分野としてストライクゾーンに入るかどうか、かなりはみ出るのではないかと思われるような文書の管理、情報の管理であるとか、それから先ほどの御質問にもありましたけど、組織としての姿勢や安全文化であるとかといったような議論を審査チームに預けてしまうということは、実態としてはほかの審査に与える影響も含めて看過できない部分がありますので、そういった意味で、本件、日本原電敦賀2に関しては、特に情報データの扱い、あるいは科学的情報に対する姿勢という観点からすると、原子力規制検査の中で見ることがふさわしいし、それから審査の助けにもなるだろうというふうに考えて、このタイミングになったというふうに考えています。

○記者 分かりました。

あと、規制検査で見るというのは、具体的には保安規定に照らしながら、ここの部分

が規定とは違うことをやっているんじゃないかという、何かそういうルールってどうやって考えているのですか。

○更田委員長 まあ、必ずしもそうでもないだろうと思います。保安規定は、確かに明文化されたものではあるけれど、必ずしも保安規定だけというものでもないだろうというふうに私は想像していますけど、ちょっと、始まってみないと、というところはありませんが。

○記者 先ほどからの質問への御回答でもあった、安全文化とか、品質保証というのは、先日の柏崎刈羽でもそうですが、非常に捉えにくいところがあって、これをじゃあ調査して、何か、ここが悪かろうとか原因を突き詰めていっても、結局それに対する対処というのがこれまた取りにくいのかなとも思ったのですが。

例えば、保安規定に照らして文書管理が明らかにルールと違えば、ちゃんとやってくださいという、その改善ができるのですが、品質保証、安全文化の、その広いものをどう指摘。どう、何を狙っているのかなと思うので。

○更田委員長 ああ。これは、これはね、確かにちょっと話がそれますけども、今、OECD/NEAの事務局長って、ウィル・マグウッドさんという人が事務局長ですけども、安全文化であるとか、組織文化とか人的因子というのを、議論の対象に取り上げることに大変熱心で、NEAは、今、更に言えばCNRAの中に、今、伴委員が議長を務めている、安全文化に係るワーキンググループを新たに設けたりとか、盛んにやっているわけですけど、そこでしばしば出てくるのは、捉えどころがないから、ないしは、本当に具体的な対応策を打ち出しにくいから、諦めてしまっただけいけないという議論が出てくるのですね。確かに安全文化、捉えどころが難しいし、それから安全文化を捉えようとする、国や地域の文化というのが非常に強く反映されているところもあるので、非常に難しい議論です。ただ、難しい議論ではあるけれども、しかしながら、例えば劣化した安全文化の兆候といったようなものを議論して捉えようとしていくということは、必ず、その組織の姿勢等を改めていく上で役に立つ。これはもう、そう信じるべきだろうというふうに思っています。

それから、具体的な点で言えば、あしたの朝かな、例えばこれもNEAのアクティビティですけど、安全文化が背景となって起こる共通要因故障についての議論などをしようとしている。で、安全文化の劣化が、こういった形で安全上の問題に結びつくかというのは、本当に幅広い議論がありますけど、自然の声にきちんと耳を傾けるであるとか、そういったのも安全文化の一環であるし、それからルーチンとなっている作業も、毎回確実にやっていくというようなのも安全文化であるし、そういった意味では、お尋ねのとおりに把握する、輪郭を明確にするには大変難しい議論ではあるけれども、だけでも、やっぱり議論することをやめてはいけないだろうし、何か具体的な手が必ずしも出てこないというものでもないというふうに思っています。

○記者 ちょっと、イメージがつかみにくいのであれなのですが、例えばこれが調査した

結果、やっぱり安全文化に劣化があった場合に、是正しようと思ったときにどんな策があるのかなと思ひまして。その、罰みたいなものがあるのか何があるのかと、ちょっと、今回、こういう体制を変えて、本腰を入れて調べて行って、じゃあそれでどこに行き着くのかと、ちょっとイメージがつきにくかったのですが。

○更田委員長 劣化した安全文化を是正しようとするときに、対策として出てくるものは必ずしも罰だとは考えていないのですね。例えば、幾ら頑張っても評価されないとか、幾ら頑張っても自分たちの利益なり何なりに結びついていかないという環境をつくってしまうと、かえってこれは安全文化の劣化を招くところもあって。そのときに、じゃあ、劣化したら罰を与えるぞというやり方が本当に正しいのかというのは、むしろ逆の面があって、正のインセンティブ、動機づけが与えられると、安全文化がおのずと向上していくということもあるわけで。お尋ねの中には罰だけ出てきたけども、必ずしもそうではなくて、正しい努力、正しい姿勢を維持すれば、それが自分たちの組織や自分たちの事業にとって有利に働くというようなインセンティブについて考えることも大変重要な議論だというふうに思っています。

○記者 そういう意味では、今回のものは、調査して、何らか報告書かレポートか何かまとまるのかどうかもあれですけど、まとめるのですか、何か。

○更田委員長 原電のあれですか。それはどうですかね。取りあえず、今の時点で具体的にその報告書だとか報告というものが視野に入っているとは思っていませんけれども、それは議論や検査の推移を見てということだと思います。

○記者 なので、その先で、じゃあ調べた上で規制当局で、どんな、まあ、罰に限らず、どんな施しがあるのかというところも、まだ、今何かイメージしているものはないですよ。

○更田委員長 教訓が抽出できればと、期待はしていますけれども。

○記者 という。分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。ワタライさん、挙げていたと思います。ほかに御質問がある方、おられますか。では、そちらの方で最後にしたいと思います。

では、ワタライさん、すみません、お願いします。

○記者 すみません。IWJのワタライです。よろしくお願いします。

報道なのですけれども、4日の報道で、柏崎刈羽の7号機の件なのですけれども、東京電力は、近隣の同意がする前に、燃料を装填するというような考えを持っているという報道がありまして、そのことを受けて、地元の柏崎市の桜井市長などは、やっぱり地元の同意の議論がいつ始まるか分からない中で、ずっと原子炉に燃料が入れたままになるということもあり得ると。具体的に、これについて憂慮を表明しております。

月曜日の東電の定例会見で、これについて、一応聞いてみたのですけれども、こういう考えがあることを直接は否定しなかったのですね。その意味で、これ、今までいわゆ



る原子力規制委員会が認可した事例の中で、同意される前に、今、燃料を装荷するということはなかったそうなのですけれども、この報道によりますと。委員長の受け止めというか、お考えを伺えればと思います。

○更田委員長 報道は承知をしておりますけれども、ただ、東電から何も聞いているわけではありません。

その上で、それから、御地元の同意の前に燃料を装荷した例はないとおっしゃったのですが、私たちこれは、これまでも申し上げているように、地元の同意プロセスというのは、飽くまで規制とは独立にあるべきものだと思っていますので、同意があるから、ないからというような判断をしたわけではなくて、それはたまたま全部がそうだったのだらうと思います。

ただ、一方で、燃料は装荷したけれども、起動する予定はずっと先というのは、これは考えにくいものであって、燃料はやっぱりプールにあったほうが、というところ。まあ、必ずしもそうでもないところはあるのですが、ただ、その炉心に移ったから危険だというものではないのだけでも、普通に考えれば、起動の予定が立って、という上で装荷があって、そして臨界試験なりなんなりがあって、起動があって、並列があって、というふうに手順で進んでいきますので、起動の予定が全く立っていないのに先に装荷するということは、事実上ないのだらうというふうに思っています。

○記者 この問題は、別な側面もあって、当然、こういう報道が流れたり、こういう意思やその準備があるとすると、地元の同意に対する、まあ圧力と言ってはちょっと極端かもしれませんが、やはりそれを促すという効果があるかというふうに思いますし、そのことは恐らく地元も感じていると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○更田委員長 いや、これはですね、同意に関わること、御地元の同意に関わることに關しては、不用意に規制当局が見解や感想を漏らすべきではないだらうというふうに思います。

○記者 あと、技術的なことなのですけれども、実際にその燃料を、報道にあるように準備して装荷するというのにどのくらいの時間がかかるものなのでしょうか。

○更田委員長 燃料装荷にどのくらい時間がかかるかですか。それはそんなに長期間かからないと思いますけども。まあ、今、空っぽになっているとして、そこへ入れていくといっても、どうだらう、せいぜい数日のオーダーだと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。それでは、最後、カワバタさん、お願いします。

○記者 すみません、愛媛新聞のカワバタと申します。

今日の議題2の伊方2号の廃止措置計画の認可についてなのですけれども、伊方の特徴といたしまして、サイトが狭くて地形も急峻だというような特徴があると思うのですけ

れども、今後、廃炉作業を進めていく四国電力に対して求めること等何かあれば、教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 これは伊方だけに限りませんが、ただおっしゃるように、伊方って、勾配の非常についたサイトですので、動線の取り方等々に関しても、それなりの工夫が必要なサイトですので、2基、廃止措置に入って、1基稼働させようとしているという状態ですから、そういった意味では、おっしゃるように、1号機、2号機の廃止作業に関しては、3号機の運転運用であるとか、あるいは緊急時の措置に対して、措置に対して悪い影響を与えないように十分な注意を払ってもらいたいというふうに思いますし、そうですね、廃炉作業に伴って出てくるものの管理、置き場所等に関しても、土捨て場一つについても、なかなか四国電力、苦勞しているようなサイトでありますから、そういった意味では、十分な、慎重な計画を練って、そうですね、周到的な計画を練って、慎重に進めてもらいたいというふうに思います。

○記者 はい。ありがとうございます。

○…… まだ……終わっていない……

○記者 あ、ありがとうございました。

○司会 よろしいですか。はい。

じゃあ、最後、大丈夫です。はい。じゃあ、最後、すみません……

○記者 ありがとうございます。更田委員長、ありがとうございます。度々失礼します。

LCMプレス、オシドリです。

すみません、先ほどの仙台高裁の、上告をしないでほしいという原告の方々が福島から朝来られて、まだ規制庁の前に今も待っておられるそうなのですが、すみません、総務課長に確認なのですが、昨年7月以降、中で受け取っていないということでしたが、全国知事会の要請書などは、去年の8月です。なので、昨年7月以降に、中で、規制庁内で要請書を受け取ることはあります。で、規制庁前の原告の方々は、更田委員長が自分たちを閉め出したとおっしゃっておられるのです。で、福島の方々は更田さんが監視評価検討会の頃から、東京電力に厳しい発言、厳しく規制をされているということを見ておられる方々もおられるので、せっかく更田さんのファンもおられるのに、なぜ更田委員長が自分たちを閉め出すのだと、なぜ、今まで要請書の中で受け取っていたのに、ずっと外で待たされているのだということがありました。なので、この状態を更田委員長御自身が把握をされておられず、そして今までのルールとちょっと変わったことになっているというのがどういう状況なのかということをもう一度教えてください。

○更田委員長 まず、面会であるとか、それから陳情のものの受け取り云々ということ、これは手続にのっとって、ルールにのっとって、進められるべきものと思っています。で、そういったルールに関して言うと、例えば、このビル自体の規則等もあるでしょうし、それから、職員たちの負担等もあるでしょうから、このルールに関してまで私が介

入するというのは、私の、例えば職務や責任の優先順位から考えても、これは総務課長なり担当部門に委ねることだというふうに思っています。

○総務課長 全国知事会の要請書に関して、何か、おられたのですか。今おっしゃっているのが、全国知事会の要請書を庁内で受け取った……

○記者 去年の8月ですね。はい。

○総務課長 恐らくそれ以外の団体では、基本的に私たちは、外で受け取っているのではありません。

○記者 全国知事会の要請書だけは中で受け取っているということですか、それは。

○総務課長 ちょっと、全国知事会の要請書を誰がどう受け取ったか、私、記憶にありませんが、私が先ほどから申し上げているのは、いわゆるいろんな、もろもろの団体の方で、広報室が中心になって受け取っているものでございます。

○記者 はい。ちなみに全国知事会の要請書は、荻野原子力規制庁長官が受け取っておられます。

○総務課長 ああ。それは、ちょっと過去の例との比較だと思いますが。あの、恐らく、全国知事会という団体と、それ以外の皆様、どこの、団体ではありませんね、原告団の皆さんですよ。

○記者 はい。

○総務課長 恐らくその性質の違いで、ちょっと差をつけてしまっているのかもしれませんが。

いずれにしても、私が申し上げているのは、いろんな団体の方から要望書を頂くときに、我々としては、基本的には外でお受け取りをしているというのが、基本的に一律のところでございます。

○記者 はい。すみません、長くなって。モニタリングポスト撤去反対の方々も庁内で受け取っておられましたので。

○総務課長 それは、2018年、2019年ですか。

○記者 2018年ですね。4月です。

○総務課長 あ、ちょっとその経緯は、ちょっと私は承知しておりません。どなたが受け取ったかも、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○記者 武山松次課長です。

○総務課長 武山課長ですか。

○記者 はい。

○総務課長 では、広報室以外のほうで多分受け取ったのでしょうか。

○更田委員長 武山さんは、だからその頃は監視……

○総務課長 監視課長ですかね。

○更田委員長 監視情報課。ですから、広報とか総務じゃなくて、原課、担当課が受け取ったのだね。

○総務課長 はい。恐らく原……

○記者 あ、分かりました。担当課でなければ、受け取って――担当課ではなくて、広報室を通さなければ受け取ってもらえる、みたいな形ですかね。

○総務課長 そういうわけでは……

○更田委員長 そんなことはないと思いますよ。

○総務課長 はい。それは広報室としては、基本的には外で受け取るという判断で、担当かのほうで、ちょっと我々を通さない形でやったのだと思います。まず、そこを庁内で調整したいと思いますが。

○記者 分かりました。すみません、長くなって。ありがとうございます。

○司会 はい。それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—